二　法第八条第二号に掲げる経費　法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあつては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額

三　法第八条第三号に掲げる経費　同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

ア～カ　（略）

四　法第八条第四号に掲げる経費　移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五　法第八条第五号に掲げる経費　同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

六　法第八条第六号に掲げる経費　同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

別記第三号様式

（略）

集団移転促進事業計画変更届出書

（略）

備考　住宅、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令第２条各号に掲げる施設又は公共施設の配置の変更にあつては、変更前と変更後の配置状況がわかる土地利用図を添付すること。

（国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六条　国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第七条の規定の適用については、同条中「法第八条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条各号」と、同条第一号中「法第八条第一号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条第一号」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、当該合算額から適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額）」とする。	津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第六条の規定の適用については、同条中「法第七条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条各号」と、同条第一号中「法第七条第一号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。第三号において同じ。）」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取

二　法第七条第二号に掲げる経費　法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあつては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額

三　法第七条第三号に掲げる経費　同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

ア～カ　（略）

四　法第七条第四号に掲げる経費　移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五　法第七条第五号に掲げる経費　同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

六　法第七条第六号に掲げる経費　同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

別記第三号様式

（略）

集団移転促進事業計画変更届出書

（略）

備考　住宅又は公共施設の配置の変更にあつては、変更前と変更後の配置状況がわかる土地利用図を添付すること。